公立大学法人新見公立大学 理事長 公 文 裕 巳 様

公立大学法人新見公立大学 監事 西村 誠 監事 森定茂美

## 監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学の 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第10期事業年度における業務の執行及び 財務に関する状況について監査いたしました。その結果について以下のとおり報告 します。

- 1 実 施 期 日 平成 30 年 6 月 20 日 (水)
- 2 実 施 場 所 新見公立大学本館 2 階 会議室 A
- 3 監査の概要

私ども監事は、平成29年度の監査計画に基づき、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部局等の責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、文書、証拠書類の査閲、現物確認等により業務実施状況及び会計に関する対応状況について確認しました。

また、財務に関する状況に関して、監査を行うとともに財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る)及び決算報告書に関し検討を加えました。

## 4 監査の結果

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く)は、財政状況、運営状況、 キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示 しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長・理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。